学校いじめ防止基本方針

野田市立岩名中学校

## １．いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

## 　（１） いじめの定義

　　　児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

 （２） いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

 （３） 生徒の責務

　　すべての生徒は、いじめを行ってはならない。また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置してはならない。

　　そのために、いじめが心身に及ぼす影響その他いじめに関する理解を深めなければならない。

 （４）　学校及び教職員の責務

　　「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

　　生徒の生きる力と自分と他者の命を大切にする心を育むとともに、心豊かで安全・安心な学校づくりに取り組まなくてはならない。

　　また、在籍する生徒等がいじめを受けているときは、適切かつ迅速にこれに対処するとともに、全力でいじめられている生徒を守らねばならない。

**２．学校におけるいじめ防止等の対策のための組織**

　（１） いじめ防止対策会議

校長、教頭、生徒指導主任、研究主任、主幹教諭、学年主任、事務長、養護教諭等からなる、いじめ防止等の対策のための会議を設置する。必要に応じて会議を開催する。

 （２） いじめ防止対策会議の役割

①　いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる。

②　いじめに向かわない生徒を育てる。

③　いじめに向かわせない、主に学校で取り組むべき課題を認識する。

　　「規律・学力・自己有用感」

④　生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する。

⑤　道徳教育、いのちを大切にするキャンペーン、豊かな人間関係づくり実践プログラム等の計

　　画的、組織的な指導計画を作成する。

  （３） 会議の開催

　　　①　月１回の定例会の開催。

　　　②　いじめの疑いに係わる情報があった時には緊急会議を開催する。

**３．いじめ未然防止のための取り組み**

（１） 学級経営の充実

　　 ①ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「いじめアンケート」やQU検査結果を生かし

　　　 たりして、生徒の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

　　 ②分かる・できる授業の実践に努め、生徒一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

 （２） 道徳教育の充実

　 ①道徳の授業を通して、生徒の自己肯定感を高める。

　 　 ②全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

 （３） 相談体制の整備

 ①QU検査結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教職員の観察との共通点及び相違点など）を考え、教職員研修で共通理解を図る。

 ②年二回の「いじめアンケート」後に学級担任により教育相談を行い、生徒一人一人の理解に努める。

 ③学校カウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。

（４） 縦割り活動の実施

 縦割り活動のなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身

　　に付けさせる。

 （５） インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

 　 全校生徒のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、生徒に

 情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

 （６） 学校相互間の連携協力体制の整備

　　 小学校や地域連携機関と情報交換や交流学習を行う。

 （７） その他（教職員の配慮事項）

　　 ①　学級担任

　　　　・日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。

　　　　 ・はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

　　　　 ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。

　　　 ②　養護教諭

　　　　 ・保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

　　　 ③ 生徒指導主任（生徒指導部会）

　　　　 ・いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

　　　　 ・日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

　　　 ④　校長・教頭

　　　　 ・全校集会などで校長が日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。

　　　　 ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。

 ・生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。

 ・いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進。

　　　　　 （生徒会による「いじめ撲滅の宣言」や「相談箱の設置」など）

**４．いじめ早期発見のための取組**

 （１）　保護者や地域、関係機関との連携

　　 生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、教育委員会、関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

 （２）　年２回「いじめアンケート」の実施

 ６月、１０月に、「いじめアンケート」を実施する。また、「いじめアンケート」をもとに、一人一人の生徒と直接話をして、思いをくみ取る。

 （３）　生活記録ノート指導

 生徒の休み時間や放課後の課外活動の中で生徒の様子に目を配ったり、生活記録ノートなどから交友関係や悩みを把握したりする。

 （４）　いじめ防止・対策にかかわる外部人材の活用

　　 いじめ防止・改善にかかわる行事等への外部人材の活用を積極的に行う。

　（５）　教職員の配慮事項

　　　　① 学級担任

　　　　　・日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見

　　　　　　逃さないようアンテナを高く保つ。

　　　　　・休み時間、放課後の生徒との会話や生活記録ノートを活用し交友関係や悩みを把握する。

　　　　　・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

　　　　②　養護教諭

　　　　　・保健室を利用する生徒との会話の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か

　　　　　　違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

　　　　③　生徒指導主任

　　　　　・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。

　　　　　・保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。

　　　　　・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の　異状の有無を確認する。

　　　　④　校長・教頭

　　　　　・生徒及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

　　　　　・学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能

　　　　　　しているか、定期的に点検する。

（６）　相談箱の設置

　　口頭でいじめの相談ができない生徒もいることを考え、昇降口に相談用紙と相談箱を設置する。相談箱には施錠を行い、随時確認しながら、日々の早期発見に努める。

**５．いじめに対する早期対応**

　（１）　いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

　（２）　いじめが確認された場合は、いじめ防止対策会議を開き、対応を協議する。

　（３）　いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

　（４）　いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保

　　　　　護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

　（５）　事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

 （６）　犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署または児童相談所と連携して対処する。

**６．いじめの相談・通報の体制について**

（１）　日常的に生徒との教育相談を進める。学校内組織として学年内、生徒指導部会と相談して進

　　　　める。相談体制を整備して、教育相談の充実を図る。

　　　　①　校内相談体制を整備する。

　　　　②　教育相談期間を設ける。

　　　　③　相談室・個別対応教室を整備する。

　　　　④　保護者自由参観期間を設ける。

　（２）　学校の相談窓口、野田市「ひばり教育相談」を含めた県内の相談窓口について周知する。

　　　　①　ひばり教育相談　０４（７１２５）８０８８

　（３）　学校・野田市以外の主な相談窓口

　　　　①　２４時間いじめ相談ダイヤル　　　０５（７００７）８３１０

　　　　②　県子どもと親のサポートセンター　０１２０（４１）５４４６

　　　　③　千葉いのちの電話　　　　　　　　０４３（２２７）３９００

　　　　④　ヤング・テレホン（千葉警察）　　０１２０（７８３）４９７

**７．いじめの指導について**

　（１）　生徒の支援・指導を行う。

　　　 「組織」で決定した支援・指導体制に基づき、支援・指導を行う。

1. いじめを受けた生徒に対する教職員の対応

　　　 ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめを受けた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

　　　 ・いじめを受けた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

 ・いじめを受けた生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊

　　　　　　感情を高めるよう留意する。

1. 加害生徒に対応する教職員の対応

　　　　　・加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅か

　　　　　　す行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

　　　　　・必要に応じて、加害生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

　　　　　・加害生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、関係機関等とも連携して対応する。

　　　　　・加害生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

　　　　　・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうの

　　　　　　ではなく、運動や読書などで適切に発散できる力を育む。

1. 他の生徒への教職員の対応

　　　　　・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許せない行為であり、根絶しようという態度

　　　　　　を行き渡らせるようにする。

　　　　　・いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさえるとともに、いじめを止め

　　　　　　させることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

　　　　　・はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為で

　　　　　　あることを理解させる。

1. その他

　　　　　・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の

　　　　　　協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

　　　　　・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支

　　　　　　援を行う。

　　　　　・指導記録等を確実に保存し、進級に当たって、適切に引き継ぎを行う。

　（２）　保護者と連携を図る（学級担任を含む複数の教職員）

　　　　　つながりのある教職員を中心に、即日関係生徒の家庭訪問を行う

1. 家庭訪問（加害生徒、いじめを受けた生徒とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応。）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
2. いじめを受けた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

**８．重大事態への対処**

　（１）　重大事態の定義

　　 　①　いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。

　 ②　いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して

 欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。

　 ③　生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

（「いじめ防止対策推進法」より）

 （２）　重大事態への対処

　　　 ①　重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

　　　 ②　教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

　　　 ③　上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

1. 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

**９．公表、点検、評価等について**

　（１）　学校いじめ防止基本方針について

　 　　① いじめ防止のための組織を中心に、教職員で基本方針の点検や見直しを行う。

 　② 基本方針は、学校ホームページで公表する。

 （２）　いじめについての取り組みについて

 　　　① 学校評価を活用し、いじめ防止の取り組みについて、生徒、教職員、保護者が評価する。

 　②　評価結果の分析に基づき、取り組みの改善を図る。

 　③　評価結果を公開し、生徒、保護者、地域へ周知する。